

令和5年度

一般財団法人日本産業科学研究所

奨学金給付学生募集要項

【大学院】

一般財団法人日本産業科学研究所

一般財団法人日本産業科学研究所では、産業科学の振興及び産業の発展に関心が高く、学習意欲があり且つ学業成績が極めて優秀である学生に対して、学校長から推薦をもらい、理事会で選考の上、奨学金を給付する制度を設けています。

これを希望する学生は、応募条件等を十分理解したうえで、次の要領で申し込んで下さい。

1. 給付対象学生

産業科学の振興及び産業の発展に寄与することが見込まれる、学習意欲があり且つ学校から学業成績が極めて優秀であり学校長より推薦された大学院生

2. 募集人員 10名程度（高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院生合計）

3. 募集期限 令和5年8月31日（木）（消印有効）

4. 申込先 一般財団法人日本産業科学研究所

5. 給付月額 50,000円・100,000円

6. 給付開始月 令和5年10月

7. 給付期間 6ヶ月

8. 提出書類 ○奨学金給付申込書（保証人の印鑑登録証明書添付）

○令和4年度末の成績証明書

○学校長の推薦書

9. 提出方法

奨学金給付申込書【大学院生用】に必要事項を記入し、必要書類を添えて当研究所に提出して下さい。（書類不備の場合は受理できませんので、提出書類は十分確認すること。）

【選考および決定】

○学校長から推薦された学生の提出書類を選考委員会で審査後、一般財団法人日本産業科学研究所理事会で決定する。

○本人へは、当研究所より直接通知する。（同時に当該学校長にも通知する）

一般財団法人日本産業科学研究所
奨学金給付学生募集要項
【大学院】

【奨学生採用時の手続き】

(1) 誓約書の提出

奨学生として採用通知を受けた者は、必要事項を記入し、自署・押印（シャチハタは不可）し、保証人も自署・押印（申込時に押印した登録済の印鑑を使用）のうえ、一般財団法人日本産業科学研究所へ提出すること。

(2) 保証人の資格

債務を保証する能力のある者（奨学生の保護者で可）。

注）保証人を変更する場合は一般財団法人日本産業科学研究所まで連絡すること。

(3) 奨学金銀行振込口座届の提出

奨学金は、原則毎月振込むので銀行の口座番号等必要事項を記入し、銀行の届出印を押印のうえ提出すること。また、通帳の表紙のコピーを添付すること。（口座番号確認の為）

【奨学金給付の停止】

奨学生が次のような状況となった場合は給付を停止する。

○奨学金を必要としない理由が生じたとき

○学校を休学もしくは停学となった時、又は長期にわたり欠席した時

○学業成績が不良となったとき、又は懲戒処分を受ける等本人の性行の状況により補導上必要があると認められたとき

【奨学生の義務】

①成績証明書の提出

奨学生は、在学する学校を経て、成績証明書を学年終了後、一般財団法人日本産業科学研究所へ提出すること。

②異動の届出

次の場合は、遅滞なく一般財団法人日本産業科学研究所へ届け出ること。

○住所又は氏名を変更したとき

○休学又は停学になったとき

○退学したとき

○保証人の変更及び保証人の住所、氏名、勤務先の変更等が生じたとき

【給付奨学金の返還について】

給付奨学金の停止事由が発生した以降、奨学金が支給されている場合は、直ちに返還すること。

《書類提出先及び本募集要項についての問い合わせ先》

〒720-0082

広島県福山市木之庄町3-13-14

一般財団法人日本産業科学研究所 事務室

TEL & FAX 084-922-1856

084-921-6010

E-mail mail@nissanken.org